

基本行動マニュアル

出没場所 例示 段階	市街地ゾーン	市街地周辺ゾーン	森林ゾーン
	住宅街の住宅、公園、家庭菜園、河川等	山林に接した住宅、公園、家庭菜園、農耕地、河川、施設等(山林の中に住宅、家庭菜園、農耕地がある場合を含む)	登山道、林道、山林、平地林、山林中の河川等
0 ヒグマが人間を恐れて さけている状態	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出没痕跡調査 ・ 人的被害の調査 ・ 家屋等被害の調査 ・ 誘引物の調査と除去 <p>○連絡・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒグマ出没情報連絡系統図に基づく連絡通報 ・ 必要に応じて広報車による広報 ・ 町内回覧等による周知 ・ FAX 等による関係機関への周知 ・ 市関係ホームページによる周知 <p>○人身被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意喚起看板等の設置 ・ 住宅密集地などに出没するなど、必要な場合には、防除対策の準備 <p>○出没が継続した場合、人身に危害が及ぶ恐れがある場合など、以下の対応を行うとともに「判断」に戻る</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域への広報車による広報 ・ SNS・町内回覧等による周知 ・ 専門家に意見聴取 ・ 必要に応じて銃器又はわなによる捕獲 ・ (緊急時)市ヒグマ対策実施本部にて判断及び対応 </div>	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出没痕跡調査 ・ 人的被害の調査 ・ 家屋等被害の調査 ・ 誘引物の調査と除去 <p>○連絡・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒグマ出没情報連絡系統図に基づく連絡通報 ・ 必要に応じて広報車による広報 ・ 町内回覧等による周知 ・ FAX 等による関係機関への周知 ・ 市関係ホームページによる周知 <p>○人身被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意喚起看板等の設置 <p>○可能であれば農業被害防除の協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業系廃棄物の撤去 ・ 収穫物の適正な管理 ・ 電気柵等被害防止策の実施 	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて出没痕跡調査 <p>○連絡・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じてヒグマ出没情報連絡系統図に基づく連絡通報 <p>○人身被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて注意喚起看板等の設置
1 ヒグマが人間を恐れ ず避けていない状態	<p>○人身被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見回りを実施(銃器携帯) ・ ごみ等、誘引物除去 ・ 追払いの実施(市委員会に上申) ・ 地域への広報車による広報 ・ SNS 等による周知 <p>○人身に危害が及ぶ恐れがある場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市委員会に上申 ・ (緊急時)市委員会にて判断及び対応 ・ 銃器又はわなによる捕獲 ・ 捕獲を行った場合には報道発表 	<p>○人身被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見回りを実施(銃器携帯) ・ ごみ等、誘引物除去 ・ 追払いの実施(市委員会に上申) <p>○農業被害防除の協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業系廃棄物の撤去 ・ 収穫物の適正な管理 ・ 電気柵等被害防止策の実施 <p>○出没が継続し、人身に危害が及ぶ恐れがある場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市委員会に上申 ・ 銃器又はわなによる捕獲 ・ 捕獲を行った場合には報道発表 	<p>○人身被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて見回りを実施(銃器携帯) ・ 必要に応じて追払いの実施(市委員会に上申)
2 ヒグマが地域社会に 経済被害をもたら し、被害の拡大が懸 念される状態	<p>○地域社会への経済被害拡大防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器又はわなによる捕獲 <p>○広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、報道発表を実施 	<p>○広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、報道発表を実施 	
3 ヒグマが人間に積極 的につきまとう又は 人間を攻撃する状態	<p>○人的被害防止の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器又はわなによる確実な捕獲 <p>○広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害が発生、または発生の可能性がある場合は、報道発表を実施 		

※いずれも前段階の対応に加えて、対応を行うことを原則とする。

報告について

- (1) 連絡通報は、「ヒグマ出没情報連絡系統図」(別紙 2)に従い、「ヒグマ出没記録・連絡票」(添付省略)を用いること。
- (2) 市対策員会への上申は、「ヒグマ対策に係る上申書」(添付省略)を用いること。